



## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---





## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、社外取締役を除く全取締役の総額、および社外役員の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役については、管理部門のスタッフが、それぞれ必要なサポートをしております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

取締役および使用人の業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により文書化し、業務の適正を確保しております。  
当社の業務執行、監査・監督の方法は、次のとおりであります。

1. 取締役会は、取締役6名(内、社外取締役1名)で構成され、毎月1回の定例または臨時に開催し、経営方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項の決定をおこなっております。
2. 経営企画会議は、取締役5名および執行役員を含む指名された部門の代表者で構成され、毎月1回の定例で開催し、執行業務のうち重要事項についての組織的な意思決定、業務の進捗確認および情報の共有化を図っております。
3. 監査役会は社外監査役3名で構成され、取締役会および経営企画会議に出席し客観的、積極的かつ適正な監査をおこなう一方、内部監査室を支援、活用し、監査成果をあげております。
4. 内部監査室は社員11名で構成され、当社の内部統制システムが適正に運用され機能しているか、また社長の命によって、業務活動の効率的運営、経営諸基準が適切に機能しているかの監査をおこなっております。一方では、監査役および監査法人と監査情報の交換、調整を図り、相互の監査業務が円滑に運営されるよう努めております。
5. 会計監査は、新日本有限責任監査法人による厳格かつ適正な監査および必要に応じてアドバイスを受け、社外からの監査機能を充実させております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は組織体系がフラットであることにより、各取締役と各部門の責任者が日常的に業務の進捗や各種の情報を共有することを可能としており、業務効率の向上と合わせて牽制機能も働いております。  
一方、取締役6名のうち1名は社外取締役、監査役会を構成する全監査役は社外監査役となっており、金融審議会金融分科会が提示するコーポレート・ガバナンスのモデルにおけるモデルケースの3に適合しております。  
社外取締役ならびに社外監査役は十分な独立性を確保しており、社内の実状の十二分な把握は難しい反面、より客観的な立場からの忌憚のない意見が得られ、取締役会においては、これを十分に尊重した上での意思決定がおこなわれております。  
以上のことから、当社は現時点において十分なコーポレート・ガバナンスに係る体制を整備していると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	十分なご検討を頂けるよう、招集通知の発送期限に係らず可能な限り早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様の利便性に配慮し、集中日を回避するよう努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページアドレスは、次のとおりです。 <a href="http://www.tein.co.jp/ir.html">http://www.tein.co.jp/ir.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIRを管理部門に設置しております。	
その他	投資家の皆様が適時開示情報を入手し易いよう、「情報開示メールサービス」を実施しております。 これは当社のホームページにてご登録頂くことで、「適時開示情報閲覧サービス」で当社の情報が公衆の縦覧に供され次第、当社より指定されたアドレス宛に当該情報の概要についてのメールをお送りするものであります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	事業運営に当たっての資産保護、不公平な取引の禁止、インサイダー取引規制など法令等の遵守と企業倫理の実践について包括的に定めた「企業倫理基準」を、株式公開前の平成10年4月に制定し、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に伴う所要の改訂をおこなうとともに社内Web上にも公開し、全役員および全従業員への周知徹底を図っております。



## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示社内体制の概要

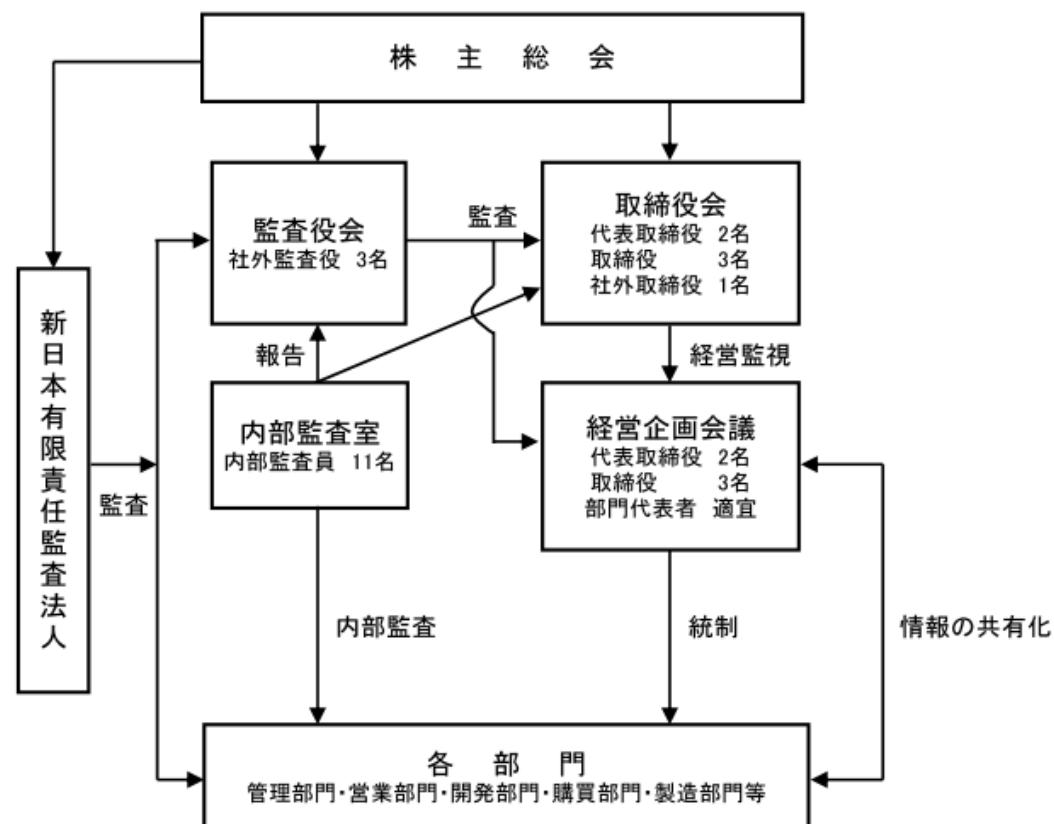
当社は、適時開示の諸規則を遵守し、投資判断の基礎である事業活動上の重要な情報を公平、公正、正確かつ迅速に適時開示をおこなうため、社内規程(企業倫理基準、内部者取引管理規程、適時開示基準)により情報管理体制を定め、適時開示をおこなっております。

当社および子会社に関して適時開示規則に基づき開示する情報については、取締役会での承認決議後、速やかに情報取扱責任部門であります管理課が適時開示を実施します。

また、適時開示規則には該当しないものの当社および子会社の事業運営に関する情報で、投資判断に影響を与えると認められる情報については、社内規程(適時開示基準)に基づき、情報開示担当役員の承認後、速やかに情報取扱責任部門であります管理課が情報開示を実施します。

#### (参考資料)

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



## 適時開示体制の模式図

